4 高齢者向けサービス

4-1 食事

食事サービス（ふれあい型・毎日型）

対象	おおむね 65 歳以上でひとりぐらしまたは 65 歳以上の方だけの世帯、または重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の世帯で、心身の状態から買物や炊事が困難な方
内容	●ふれあい型　週 2 回、昼食または夕食をお届けします。 （お住まいの地域によって配食日が異なります。） ●毎日型　住民税非課税世帯で、介護認定要支援 1 以上の方に、週 14 回を限度に昼食および夕食をお届けします。
費用	1 食 400 円
問合せ	高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271

食事サービス（事業団）

対象	事業団の利用会員の方（高齢・障がい・病弱、その他何らかの事情で日常生活に手助けを必要とする方が会員の対象になります。詳しくは 52 ページ。）
内容	昼食および夕食を 365 日休みなくご希望の曜日に配達します。高齢者向けの普通食です（軟飯・粥も選べます）。副菜は常食のみです。食事の配達時には、利用されている方の体調や生活環境を確認したり、服薬の声かけなどの福祉的ケアも行います。緊急時にはご家族や福祉関係者とも連携を取り対応しています。
費用	1 食 648 円。別途会費（月 300 円）が必要です。
問合せ	三鷹市社会福祉事業団　在宅福祉サービス　☎ 43-8804（52 ページ参照）

4-2 生活

ふれあいサポート事業（ごみ出し支援と安否確認）

対 象

介護の必要な方や障がい者のみで構成される世帯で、以下のとおりです。
(1) 介護保険の要介護認定を受け、区分が要介護度２以上である者のみで構成される世帯
(2) 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が１級又は２級である者のみで構成される世帯
(3) 前２項の世帯に準ずると市長が認める世帯

内 容

ごみ出しをすることが困難な市民の方を対象に、ごみ出し支援をしています。ごみ収集日に合わせ、ごみを排出場所まで搬出します（粗大ごみは除く）。さらに希望者に対して、呼鈴による声がけにより安否確認を実施しています。
※ 高齢者支援課及び障がい者支援課のいずれかの窓口にて申請していただき、審査・現地調査後、ふれあいサポートを開始します。

問合せ　生活環境部ごみ対策課　☎ 29-9613

ごみ処理手数料の減免（指定収集袋の無料配布）

対 象

75 歳以上の方のみの世帯で収入が年金のみの世帯または収入のない世帯
※世帯の収入のないことを確認するため、個人住民税の申告が必要です。

内 容

年間 100 枚（10 月～翌年９月）の指定収集袋をお渡しします（申請していただく月によって、お渡しする枚数が変わります）。
ごみ対策課にご申請ください。

問合せ　生活環境部ごみ対策課　☎ 29-9613

公衆浴場無料入浴事業

対 象

65 歳以上で住民税非課税世帯の方

内 容

市内公衆浴場（4 ヶ所）で利用できる「入浴券 30 枚」を配付します。

問合せ　高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271

車いすの貸出し

対 象

一時的に車いすを必要とする高齢者や身体障がい者等

内 容

１か月ごとの更新で３か月を限度として車いすをお貸しします。

問合せ　三鷹市社会福祉協議会　総務課　在宅サービス係　☎ 79-3509（53 ページ参照）

電話訪問

対 象　原則として市内在住の 65 歳以上のひとり暮らしの方（日中おひとりになられる方も可）

内 容　週 1 回（月、金曜日の午前・午後か水曜日の午前のいずれか）ボランティアの方が電話で訪問し、安否の確認やお話し相手をします。

費 用　無料

問合せ　みたかボランティアセンター　☎ 76-1271（54 ページ参照）

傾聴ボランティアの派遣

対 象　介護サービス等を利用している方、市内の特別養護老人ホーム等に入所している市内在住のおおむね 65 歳以上の方

内 容　月に 1 回個人宅や施設を訪問し、お話しを伺います。（60 分以内）

費 用　無料

問合せ　地域福祉課　地域ケア推進係　☎ 29-9235

住宅改修等アドバイザー

対 象　おおむね 65 歳以上の方

内 容　高齢者の住宅改修（バリアフリー化）や福祉用具の活用などについて、専門知識をもつ者がアドバイスします。
介護保険の住宅改修や市独自の住宅改修を行う際にもご活用ください。

費 用　無料
※市独自の住宅改修については、33 ページ参照。

問合せ　介護保険課　介護給付係　☎ 29-9274

4-3 交通手段

シルバーパス

対 象　満 70 歳以上の都民の方（満 70 歳になる月の初日（1 日が誕生日の方は前月の初日）からお申込みできます。）寝たきり状態の方は除きます。

内 容　お申込みにより、都営交通及び都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。

申込方法　購入を希望される方は、下記の費用と書類を持参の上、最寄りのシルバーパス購入窓口にお申込みください。

お持ちいただくもの

1. 区市町村民税が非課税の方
- 必要な費用　1,000 円
- 現住所、氏名、年齢が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 「非課税」を確認できる書類として、次のうちいずれか 1 つの書類を提示
  - ① 今年度の区市町村民税非課税証明書
  - ② 今年度の介護保険料納入通知書兼介護保険料決定通知書（「本人の住民税課税の有無」欄に「非課税」の記載があるもの）
  - ③ 生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの）

2. 区市町村民税は「課税」であるが、前年の合計所得金額※が 135 万円以下の方
- 必要な費用　1,000 円
- 現住所、氏名、年齢が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 前年の合計所得が 135 万円以下であることを確認できる書類として、次のうちいずれか 1 つの書類を提示
  - ① 今年度の介護保険料納入通知書兼介護保険料決定通知書（「所得段階」欄に「第 6 段階」「第 7 段階」の記載があるもの）
  - ② 今年度の区市町村民税課税証明書

※不動産譲渡所得に関する特別控除が該当するときは合計所得金額から特別控除額を差し引いた額

3. 区市町村民税が課税の方で前年の合計所得金額が 135 万円を超える方
- 必要な費用　12,000 円
  （令和 7 年 9 月 30 日までの間にお申込みいただく場合は、10,255 円です。）
- 現住所、氏名、年齢が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

●シルバーパス購入窓口一覧（三鷹市役所では行っておりません。）

	事業所名	住　所	電話番号（0422）	営業時間
小田急バス	**武蔵境営業所**	武蔵野市境南町 5-1-18 （小田急バス武蔵境営業所下車）	31-6191	10:00 ～ 16:00
	仙川案内所	調布市仙川町 2-19-5 （小田急バス仙川終点）	46-6124	平日 13:00 ～ 15:00 16:00 ～ 18:00 土・日・祝日 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00
	三鷹案内所	三鷹市下連雀 3-46-4 （JR 三鷹駅南口アトレヴィ三鷹 1 階外）	31-6191 ※武蔵境営業所と共用	平日 12:00 ～ 14:30 15:30 ～ 16:00 土・日・祝日 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00
	吉祥寺駅北口案内所	武蔵野市吉祥寺南町 1-1-24 （JR 吉祥寺駅北口）	46-6124	平日　10:00 ～ 16:00 土・日・祝日 12:00 ～ 14:00 15:00 ～ 16:00

問合せ
小田急バス武蔵境営業所　☎ 0422-31-6191
一般社団法人東京バス協会　☎ 03-5308-6950
※パスを紛失されたり、不要となった場合もこちらにお問い合わせください。

福祉有償運送（みたかハンディキャブ）

対 象

車いす利用者等で、一人でバス、タクシー等の公共交通機関を利用できない方。
※介助者の同乗、事前の会員登録が必要です。

内 容

車いすのまま利用できるリフトやスロープを装備した自動車でボランティアが運行しています。
●運行の範囲　市内及び片道概ね 2 時間以内の市外目的地※原則
●運行時間帯　午前 8 時～午後 6 時（原則として）。利用の 4 日前まで（土日祝は含まず）に、電話またはファックスでお申し込みください。

費 用

年会費　4,000 円
（利用者本人と付き添い介助の方の分）

利用料金

三鷹市内　片道 500 円
三鷹市外　片道 500 円＋ 100 円×距離（ボランティアセンターから目的地までの Km 数）

その他

有料道路通行料金等の実費は利用者の負担になります。

問合せ　NPO 法人みたかハンディキャブ　☎ 41-0185　FAX41-0274

リフト付タクシー

対 象

おおむね 65 歳以上で、ねたきり等のため一般の交通手段（バス・電車・タクシー等）の利用が困難な方（目安：要介護 3 以上、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が 1 級又は 2 級の方）

内 容

車イスやストレッチャーのまま乗降できるタクシーです。必要があれば車イスやストレッチャーの貸し出し、乗降時の介助を行います。
●用途　通院や入退院、ショートステイの利用、その他市民生活に必要な移動手段と認められるもの
●時間　午前 8 時から午後 8 時まで
●回数　一人月 3 回まで（ただし同一日の病院の送迎などは 1 回と数えます）
利用日の 2 月前から前日までにお申し込みください。行き先、利用者の身体状況等も伝えてください。
●対象者確認のため利用時に介護保険被保険者証や身体障害者手帳の提示をお願いしています。

費 用

普通のタクシー料金ですが、迎車料金と初乗り料金が免除されます。

申込み

つくば観光交通（株）　☎ 042-360-8989、042-360-2266
（どちらも同じ場所につながります。）

問合せ　高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271

4-4 緊急対応

救急医療情報キット

対 象	① 65 歳以上の高齢者 ② 65 歳未満で、身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方又は指定難病患者（障害者総合支援法の対象疾病）のみの世帯
内 容	救急医療活動に必要な情報をシートにまとめ冷蔵庫に保管するものです。もしものときは、救急隊員がキットの情報をもとに医療機関などと連絡・連携し、スムーズな救急医療活動を行います。
申込方法	対象①　市役所一階 12 番窓口又は、担当地域包括支援センターへ 対象②　障がい者支援課　障がい者相談係　市役所一階 15 番窓口へ

問合せ	対象①　高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271 対象②　障がい者支援課　障がい者相談係　☎ 29-9233

あんしんキーホルダー（見守りキーホルダー）

対 象	①市内在住のおおむね 65 歳以上の市民の方 ② 40 ～ 64 歳の市民の方で、介護保険の要介護認定結果が要介護・要支援の方
内 容	ご希望の方に、登録番号が記載されたキーホルダーをお渡しします。これを鍵やカバンに付けて携帯していただくことで、外出先での緊急時などに、医療機関や警察署、消防署等が担当の地域包括支援センターへ連絡を取り、身元の確認や家族への連絡に情報を活用することができます。
申込方法	お住いの地区を担当している地域包括支援センターへお申込みください。 救急医療情報キットも一緒に申込できます。

問合せ	各地域包括支援センター（14 ページ参照）

緊急通報サービス（事業団）

対 象	事業団の利用会員の方（高齢・障がい・病弱、その他の事情で日常生活に手助けを必要とする方。詳しくは 52 ページ）
内 容	通報装置により、24 時間体制で緊急事態に対応をします。 ※助け起こしはできません。救急要請をするための装置です。
費 用	月額 4,505 円。 別途会費（月 300 円）が必要です。

問合せ	三鷹市社会福祉事業団　在宅福祉サービス　☎ 43-8804（52 ページ参照）

高齢者等位置情報確認システム

対 象　認知症により、居場所が分からなくなったことがある高齢者等を在宅で介護している家族、または近隣の援助者
なお、植込み型ペースメーカーを装着されている方は、居場所確認用端末機が発する電波により装置に影響を与える恐れがあるため、ご利用いただくことができません。

内 容　高齢者等の位置情報の検索ができる居場所確認用端末機を貸し出します。
インターネットでの検索のほか、オペレーションセンターへの電話による検索ができます。

費 用　利用者負担月額 220 円（生活保護世帯は無料）

問合せ　高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271

4-5 介護が必要な方

在宅療養者の後方支援病床利用事業

在宅療養者に一時的な入院が必要となった場合に、入院先の確保が円滑に行われるよう、市内協力病院、三鷹市医師会及び市との間で結んだ協定に基づき、在宅療養者及びその家族を支援します。

対 象　訪問診療や住診を利用している、要介護１～５でケアマネジャーとの契約が済んでいる在宅療養者で、訪問診療や住診を行っているかかりつけ医が市に「利用登録医」として登録済みであり、かつ、かかりつけ医が次の目的のため 14 日以内の入院が必要と判断した方

入院目的
（１）家族介護者支援（介護保険施設のショートステイが医療行為の必要性等の理由により利用できない場合）
（２）準救急時の治療や経過観察（準救急とは即日入院の必要はないが２～３日中には必要になる可能性が高い状態）
（３）検査や画像診断等、身体状況の評価
（４）看取り（危篤状態等、おおむね 14 日以内と見込まれるもの）

利用料金　通常の入院と同じ費用がかかります。

利用方法　かかりつけ医又はケアマネジャーにご相談ください。

協力病院
医療法人財団慈生会　野村病院（下連雀 8-3-6）
医療法人社団永寿会　三鷹中央病院（上連雀 5-23-10）
医療法人財団紘友会　三鷹病院（下連雀 5-1-12）
公益財団法人　井之頭病院（上連雀 4-14-1）
医療法人社団碧水会　長谷川病院（大沢 2-20-36）

問合せ　高齢者支援課　介護予防係　連携窓口みたか　☎ 29-9273

短時間サービス（事業団）

対 象	事業団の利用会員の方（高齢、障がい、病弱、その他の事情で日常生活に手助けを必要とする方。詳しくは 52 ページ）
内 容	協力会員による短時間（15 分から 30 分くらい）でできる、ちょっとしたお手伝い （例）ゴミ出し、洗濯物や布団の取り込み、電球交換、庭の水やり等
費 用	15 分 300 円　別途会費（月 300 円）が必要です。 ※ 協力会員との調整がつかず、サービスの提供ができない場合があります。 ※ 専門的な技術や資格がなくてもできる範囲のお手伝いとなります。

問合せ　三鷹市社会福祉事業団　在宅福祉サービス　☎ 43-8804（52 ページ参照）

生活支援サービス（事業団）

対 象	事業団の利用会員の方（高齢、障がい、病弱、その他の事情で日常生活に手助けを必要とする方。詳しくは 52 ページ）
内 容	協力会員による日常生活のお手伝い ①日常的かつ一般的な（専門的な技術や資格がなくてもできる範囲の）お手伝い （例）家事・買物・通院付添　など ②自分らしい生活をするために必要な事のお手伝い （例）外出付添、衣類の整理　など
費 用	1 時間 1,000 円　別途会費（月 300 円）が必要です。 ※ 介護保険のサービスではありません。 ※ 協力会員との調整がつかず、サービスの提供ができない場合があります。 ※ 協力会員とは、在宅福祉サービスの市民相互扶助の趣旨に賛同し、年会費を支払い、登録した方です。

問合せ　三鷹市社会福祉事業団　在宅福祉サービス　☎ 43-8804（52 ページ参照）

訪問理美容サービス

対 象	身体機能の低下などにより自ら理美容店に行くことが困難な要介護 3・4・5 の方。ただし、有料老人ホーム、介護施設入所中の方や入院中の方は利用できません。
内 容	ご自宅にて出張調髪を行うサービスを 1 年度につき、4 回利用できます。
費 用	1 回 600 円

問合せ　高齢者支援課　高齢者支援係　☎ 29-9271

自立支援ショートステイ

対 象	心身状況の低下により援助を必要とする高齢者で次のような方 ①介護認定で非該当の判定を受けた方で、社会的理由で一時的に在宅での生活が困難になった方 ②特別な事情で介護保険のショートステイサービスの利用限度を超えてサービスが必要な方 ③介護者が裁判員制度など公の職務に従事するため在宅で介護を受けることが困難になった方
内 容	身体機能の低下や介護者等の事情により、一時的に在宅生活が困難な状態になったときに、特別養護老人ホーム等の施設を利用できます。 ※ベッドの空き状況によっては利用できないことがあります。期間は原則 7 日以内です。
費 用	1 日 1,320 円（食事代は別途）

問合せ　高齢者支援課　高齢者相談係　☎ 29-9272

4-6 その他

家族介護者交流事業

対 象	高齢者の介護をしている家族の方
内 容	介護している家族の方が一時的に介護から解放され、心身のリフレッシュを図れるように、介護者談話室、介護者ひろば、介護なんでも相談室、一泊旅行や日帰り旅行、勉強会など介護者同士の情報交換や交流を行います。

問合せ　三鷹市社会福祉協議会　総務課　在宅サービス係　☎ 79-3505（53 ページ参照）

障害者控除対象者の認定

確定申告等に係る証明として、65 歳以上で障害者手帳や愛の手帳をお持ちでない方が障害者控除を受けるために必要な認定書を発行します。毎年申請が必要です。

対 象	65 歳以上で市内に住民登録があり、次のどちらかの条件に該当する方 （1）控除を受けようとする年の 12 月 31 日現在で要介護・要支援認定を受けており、三鷹市の障害者控除対象者認定基準の要件に該当する方 （2）日常生活において介護を必要とし、日常生活に支障のあることが確認できる医師の診断書をお持ちで、その内容が三鷹市の障害者控除対象者認定基準に該当する方

問合せ　介護保険課　介護認定係　☎ 29-9275

おむつに係る費用の医療費控除確認書

確定申告に係る証明として、医師の「おむつ使用証明書」の代わりに、おむつに係る費用の医療控除確認書を発行しています。毎年申請が必要です。

おむつ代の医療費控除を受けるのが、初めてか２回目以降かにより発行できる要件が異なります。また、令和５年分までのおむつ代の医療費控除を受ける場合は対象条件が異なりますので、下記お問合せまでお問い合わせください。

対 象

対象（次の条件に全てに該当する方）
①要介護・要支援認定を申請し、既に認定の通知を受けている方
②主治医意見書により、寝たきりで尿失禁などの可能性が確認できる方
※確定申告等には、おむつ代の領収書等も必要になります。

問合せ　介護保険課　介護認定係　☎ 29-9275

市民葬儀制度

対 象

亡くなられた方または喪主の方が三鷹市民で仏式による葬儀を三鷹市内で行う場合

内 容

標準的な葬儀を費用を抑えて行える制度です。祭壇・霊柩車・火葬のいずれか必要とするものを選び、組み合わせて利用することができるもので、福祉にご理解をいただいている葬儀店（三鷹市市民葬儀取扱業者）で取り扱っています。料金については下記問合せ先までお問い合わせください。

葬　儀　店　名	電　　話
（株）あさの	0422-47-5000
東葬祭	0422-49-0001
永塚葬儀社	0422-43-2536
日典	0120-245-210
（株）セレモア	0422-41-1121
東京むさし農業協同組合メモリアルセンター	042-388-0634
奥野式典	0120-359-476
（株）メモリード	0120-136-524
（株）アイ・エス・エー	0422-30-8201

問合せ　地域福祉課　地域福祉係　☎ 29-9231